

第 4200 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 3月15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 上場株式の譲渡損と配当所得との損益通算

**Q**：私は、昨年上場株の譲渡損がありますが、配当所得と損益通算ができるのか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

平成21年分以後、上場株式の譲渡損は上場株式等に係る配当所得の金額を限度にその上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができますこととなっています。

この場合の対象となる譲渡損失の金額及び配当所得の金額は、次の金額となっています。

### 【譲渡損失の金額】

譲渡損失の金額は、譲渡所得又は事業所得、雑所得の基因となる上場株式等の譲渡により生じたものが対象になります。

### 【配当所得の金額】

上場株式等に係る配当所得の金額は、申告分離課税方式を選択したもののみが対象となっています。したがって、総合課税を選択したものについては、この損益通算の適用は受けられません。

なお、この適用を受けようとする場合には、その受けようとする年分の確定申告書に、この損益通算の適用を受ける旨の記載をし、次の書類を添付しなければなりません。

- ①上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書
- ②株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書

